

古知野東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。
（「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」より）

本校では、「いじめ」を「いじめられた児童の立場に立って判断するもの」とし、「当該児童が、一定の人間関係のある他の児童から心理的・物理的な影響を与える行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」ととらえる。

(2) いじめの防止に対する基本的な考え方

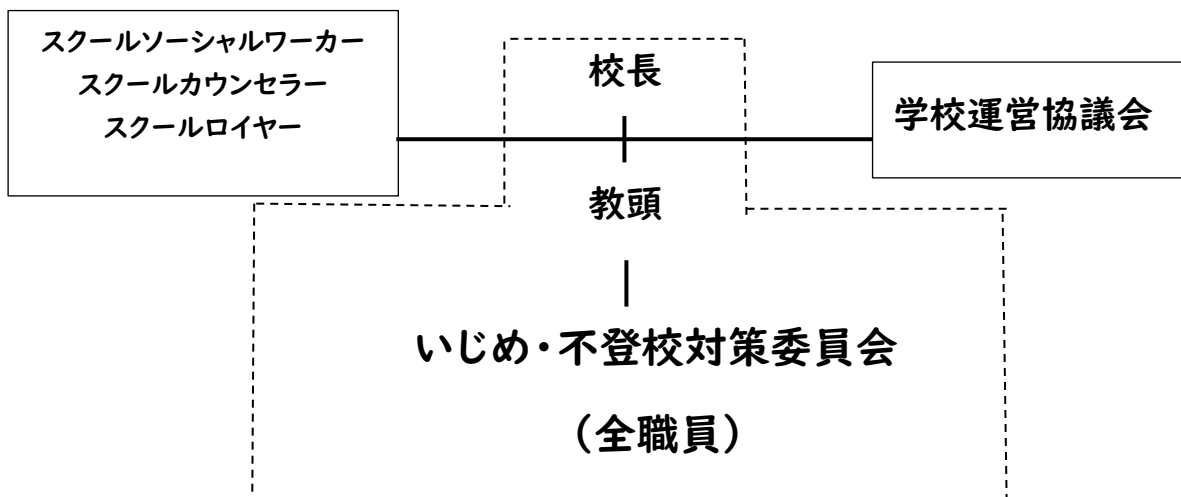
いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に、また関係機関と連携して対応していく。

本校の教育目標“主体的な学びの姿勢を身に付け、知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい児童の育成に”をもとに、“しなやかでたくましい古東の子の育成”を目指している。

したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えについて、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ迅速に対応する体制を構築する。なお、本委員会は、法第22条に基づく校内いじめ対策組織として常設し、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応を推進する役割を担う。



○「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 「生徒指導連絡会」を月1回設け、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び対応の共通理解について全職員で確認する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、関係者によるケース会議を開催し、確実な情報の把握に努め、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ防止に関する学校の考え方

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であればならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、愛知県が推進する「いじめをしない、させない、見逃さない」の理念のもと、児童生徒一人一人がいじめを許さない意識と態度を育むとともに、教職員、保護者及び地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に努める。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

いじめの未然防止に関する具体的な取組

- ・ 全職員の共通理解と協力体制の強化を進める。
- ・ 児童一人一人の内・外面にわたった理解の深化を図るとともに、教職員の指導力の向上を図る。
 - ア お互いの人格を尊重し、生命、身体の安全、名誉(プライド、自尊心)を守って安全に生活することをきちんと教える。
 - イ 子どもたちの様子を観察し、被害にあっている子どもの発見に努める。健全な発達の道筋からはずれかかっている児童を把握する。
 - ウ 被害にあっている児童をしっかり守り、適切な防止措置をとる。さらに、加害児童が立ち直るための援助をする。
 - エ 毎日の授業を通して、お互いに高め合う学習集団を目指し、望ましい人間関係を構築する中で人権感覚を身に付けさせる。
- ・ 「心とからだのアンケート」や「Q-U アンケート」を行い、実態把握に努める。
- ・ 日頃より児童・保護者との信頼関係の確立に努め、楽しい思いやりのある学校・学級づくりをめざす。

- ・ 具体的な事例等を利用した道徳・学級活動や学年集会、通学班集会等の集会を通して思いやりのある集団づくりを進める。
- ・ 児童の主体性を大切にし、一人一人が自ら考え、判断し、行動できる力を育む教育活動を推進する。また、多様な背景や特性、教育的ニーズをもつ児童への理解を深め、互いの違いを認め合い尊重できる関係づくりに努めるとともに、安心して学び生活することができる温かな学級づくりを進める。
- ・ 県のスクールカウンセラーとの連携を深める。
- ・ 市のいじめ不登校対策研究会の事業に積極的に参加し、指導力の向上を図る。
- ・ 心の教室相談員との連携を密にする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・ いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。
 - ア 児童対象「心とからだのアンケート」 年3回
 - イ 保護者対象「学校評価アンケート」 年1回
 - ウ 教育相談を通して学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回
- ・ いじめに係る相談ができる体制を整える
 - ア スクールカウンセラーの活用
 - イ 心の教室相談員の活用
 - ウ スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ インターネットを通じて行われるいじめの対策方法を講じる
 - ア 発信者の匿名性や情報送信の特性を踏まえて、情報モラル研修会を行う。
 - イ LINE や SNS でのいじめを防止し、効果的に対処できるように啓蒙活動を行う。
 - ウ 情報モラル、情報セキュリティの講座を発達段階に応じて開催する。
- ・ 職員の意識の向上を図る
 - ア 「いじめ・差別は起こり得る」という基本認識をもち、児童を見守り、日常的に丁寧に観察することにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
 - イ 変化を感じた児童がいる場合、全職員で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
 - ウ 様子に変化が見られた場合、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確認し、解決策を相談して、問題の早期解決を図る。児童との信頼関係を深めることによりいじめや不登校の予防と早期発見・早期指導に努める。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、速やかに校長に報告をする。校長は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応し、解消後も日常的に観察し、再発防止に努める。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ・ 全職員の共通理解、保護者や地域の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、警察署、児童相談センター等の関連機関との連携のもとで対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の組織的な対応フロー図【次ページ】」に基づいて対応する。

- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止取組については、PDCA サイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する職員の意識を高め、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の概要をホームページに掲載し、保護者への周知を図る。
- (3) 朝会など全校集会の場で、「いじめ」に関する講話を行う。
- (4) いじめ事案に対しては、職員個人で対応せず、よりよい方向に進めるために複数の職員で対応する。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員とも連携して対応する。
- (5) 日常的に、職員間での風通しのよい情報交換を図るために、都度「生徒指導連絡会」を行う。
- (6) いじめをきっかけに不登校になってしまった場合は、不登校対応も同時に進め、必要があれば外部機関(児童相談センターや江南市子ども家庭センター、江南市少年センターなど)にも協力を依頼し、早期解決を目指す。